議第１１号

高品質米産地の持続的発展と米の適正な価格形成を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第９９条及び京丹後市議会会議規則第１４条第２項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長　　中　野　勝　友　　様

令和８年１０月５日提出

提出者　　京丹後市議会　議会運営委員会委員長　　東　田　真　希

提案理由

資材価格や肥料などの高騰により、米の買取価格が生産コストを下回る事態が生じており、適正価格が形成されなければ離農や耕作放棄地が急増し、地域社会の衰退を招くことが危惧されている。また、食料安全保障の観点から、減少した政府備蓄米を適正水準へ確実に戻すことは急務であることから、米価の適正な価格形成と、食料安全保障の強化を求めるため。

（別記）

高品質米産地の持続的発展と米の適正な価格形成を求める意見書

京丹後市は、豊かな自然と生産者の高い技術により、全国的にも高品質な良食味米の産地であり、環境保全型農業を積極的に推進する本市の水田農業は、地域経済を支えるだけではなく、多面的機能によって国土を保全する地域の基幹産業である。

しかし、資材価格や肥料などの高騰と令和８年産新米概算金の急落により、買取価格が生産コストを下回る深刻な事態が生じている。このまま再生産可能な適正価格が形成されなければ、離農や耕作放棄地が急増し、地域社会の衰退および国土保全機能の低下を招くことが危惧されている。農家の所得確保こそが、本市のような高品質米産地の持続的発展と、国の食料安全保障の確立に直結する。また、食料安全保障の観点から、減少した政府備蓄米を適正水準へ確実に戻すことは急務である。

さらに、令和９年度からの「新たな水田政策」において単収（収量）や生産性向上のみが評価されれば、中山間地域の中小規模農家や、特別栽培米をはじめとする品質・付加価値重視の生産現場が支援の枠外に置かれ、淘汰されかねないという強い危機感がある。

よって、国および関係機関におかれては、以下の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

１．政府備蓄米の計画的回復

食料安全保障の観点から、政府備蓄米を適正水準へ早期に戻すため、計画的な買入れ・買戻しを実行すること。

２．適正価格の形成と正当評価

食料システム法の「コスト指標」を活用して不当な取引を抑止し、特別栽培米などの環境配慮型農業などを正当に評価・支援すること。

３．中小規模農家等の支援とセーフティネットの拡充

令和９年度からの新たな水田政策において、生産性や単収のみを一律に評価することなく、また、中山間地域の中小規模農家や集落営農など、地域農業を支える多様な担い手が淘汰されないよう、日本型直接支払制度の拡充や経営安定対策に係る予算を十分に確保すること。

４．地域の実態に応じた「適地適作」の推進

令和９年度からの新たな水田政策において、地理的、地形的、気候的条件等により、他作物への転換が困難な中山間地域等の実情に配慮し、一律の評価基準によらない、地域の実態に応じた「適地適作」を推進する柔軟な制度設計とすること。あわせて、新たな水田政策の構築に向けては、現場の生産力と営農意欲を維持・確保するための十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　　月　　日

様

京都府　京丹後市議会